

協議事項 2

令和 8 年度における医学部入学定員 (千葉県地域枠) について

医療法において、地域医療対策協議会（本部会）では、医師の確保のために大学と都道府県が連携して行う事項について協議することとされています。

つきましては、医療法第 30 条の 23 第 2 項第 5 号に基づき、**令和 8 年度における医学部入学定員（千葉県地域枠）について、御協議をお願いします。**

令和 8 年度医学部入学定員（千葉県地域枠）の方針

千葉県の方針（案）

本県の医師偏在指標は全国第 3 8 位と低位であり、医師少数県である。
そのため、引き続き、医師の確保が必要である状況。
このことから、令和 8 年度における医学部入学定員のうち、千葉県の地域医療に従事する意志を持った学生を一般の学生と区別して選抜する千葉県地域枠について、各関係大学の意向も踏まえ、令和 7 年度と同様に **3 9 名分を設定**する。

【令和 8 年度医学部入学定員数（千葉県地域枠）】

区分	千葉大	日医大	順天大	帝京大	東邦大	合計
恒久定員	5名	－	－	－	－	5名
臨時定員	15名	7名	5名	2名	5名	34名
合 計	20名	7名	5名	2名	5名	39名

（参考）これまでの地域枠定員

コース	大学	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
集中支援コース	千葉大（集中）	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)													
長期支援コース （地域枠）	千葉大（長期）	5	10	15	15	15	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)	20 (5)
	日本医科大学		1	3	3	3	3	3	4	4	4	4	7	7	7	7	7	7	7
	順天堂大学		1	1	1	1	1	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	帝京大学			1	4	4	4	5	5	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2
	東邦大学							5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計	5	12	20	23	23	28	37	38	38	39	39	39	39	39	39	39	39	39

（ ）は、大学が医師不足が深刻な地域や診療科の医師を確保するための実効ある取組（地域医療貢献策）を講ずることを前提とした恒久定

(参考 1) 医学部臨時定員増に関する国の方針

医学部総定員の考え方

- 令和 8 年度における医学部総定員は、令和 6 年度の医学部総定員（9,403人）が上限とされた。

医学臨時定員増に当たっての考え方

- 各都道府県は、積極的に大学と恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討。
- 各都道府県は、確保すべき医師数を検討した上で、地域枠入学でない医師が臨床研修や臨床研修修了後において当該都道府県に勤務する割合等も踏まえ、真に必要な地域枠数を検討。
- 臨時定員全体の必要性に加えて、地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査。
- 必要に応じて、臨時定員の必要性について国等とヒアリング。

臨時定員増の期間

- 令和 9 年 3 月 3 1 日（令和 8 年度末）まで

【関係通知】

- ・ 令和 6 年 1 1 月 2 0 日付け 令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）
- ・ 令和 7 年 2 月 1 4 日付け 令和 8 年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて

(参考 2) 千葉県医師修学資金貸付制度

地域における医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ医学生を対象に、将来、千葉県内の医師不足地域等の医療機関で医師として働いていただくことを目的として平成 21 年度から開始したもの。

項目	長期支援コース		ふるさと医師支援コース	集中支援コース
	地域枠	一般枠		
貸付対象	- 千葉大学 - 順天堂大学 - 日本医科大学 - 帝京大学 - 東邦大学 ※上記大学医学部の地域枠入学試験に合格し、入学した者	- 左記の 5 大学 - 国際医療福祉大学 - 東京慈恵会医科大学 - 東京女子医科大学 ※上記大学医学部の地域枠以外の入学試験に合格し、入学した者	千葉県出身者で、県外の大学医学部に入学した者	平成 26 年度より新規募集停止
貸付金額	○国公立：月額 15 万円 ○私立：月額 20 万円		月額 15 万円 (国公立大・私立大共通)	月額 5 万円
利息	10% (平成 30 年度以降の新規貸付者)			
貸付期間	正規の修学期間を経過するまでの期間			
診療科	指定なし (小児科コースは小児科、産婦人科コースは産科又は産婦人科)			内科、外科、産科、産婦人科、小児科、麻酔科、救急科のいずれか
返還免除	医師免許取得後、貸付期間の 1.5 倍の期間、知事が定める病院に勤務したとき			医師免許取得後、4 年間、知事が定める病院に勤務したとき
返還の猶予期間	4 年間 (ただし、災害、病気、出産、育児、研修 (知事が別に定める研修に限る) その他正当な事由により知事が定める病院等において医師の業務に従事できないと認めたときは、当該期間を加算)			原則なし
加算枠 (小児科コース／産婦人科コース)	対象：現在、長期支援コース又はふるさと医師支援コースの貸付を受けている者であって、将来、県内の医療機関で小児科医又は産科医 (分娩取扱医師) として従事しようとする大学 4 年生以上の医学生 貸付枠：小児科 4 名、産婦人科コース 2 名 (令和 7 年度) 加算額：5 万円/月			
キャリアアップ支援	各大学での支援のほか、「千葉県地域医療支援センター」のキャリアコーディネータ (医師) が、医師としてのキャリア形成を支援。また、専門医の取得などが図れるよう配慮。			